

学校等に係る 4 月 1 7 日以降の対応

令和 2 年 4 月 1 6 日
大分県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県では、4 月 1 4 日付け「4 月 1 5 日以降の当面の対応」に基づき感染拡大防止に取り組んでいるが、昨日、県内で新たに 5 名の感染者が確認され、現時点で感染経路が不明であることから、学校及び県立社会教育施設等に係る 4 月 1 7 日以降の対応については以下のとおりとする。

1 学校の対応について

- (1) 県立高校・中学校については、4 月 1 7 日（金）から 2 週間後の 5 月 1 日（金）まで休校とし、休日・週休日を含め 5 月 6 日（水）まで学校での教育活動は行わない。なお、ほとんどの学校で始業式・入学式を終え、新学期の授業をスタートできたことから、休校中も生徒の状況を踏まえて自宅での学習を支援する。
- (2) 県立特別支援学校においても同様に休校とするが、児童生徒の状況によっては、居場所確保のために、万全の感染防止措置を取った上で、学校での受け入れを行う。
- (3) 市町村立の小中学校・義務教育学校及び私立学校についても、上記の対応を踏まえ、地域の実情に応じて適切に対応するよう要請する。

2 県立社会教育施設等について

- (1) 県立図書館などの社会教育施設や県立美術館、県立体育施設については、上記 1 の対応等に伴い、いわゆる 3 つの条件が同時に重なり感染リスクが高まるおそれがあることから、4 月 1 7 日（金）から 5 月 6 日（水）まで休館とする。
- (2) 県立社会教育施設等は、不特定多数の参加が見込まれる貸館行事について、4 月 1 7 日（金）から 5 月 6 日（水）の間、主催者に自粛を要請する。